

# 第三子以降保育料・給食費の補助について

中之条町では、認可外保育所または私立幼稚園に通う世帯の第三子以降の児童を対象に、保育料と給食費の全額を補助する事業を実施しています。

令和元年10月から開始された国による保育実質無償化事業により、この補助金の申請について、それまでと違った手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、次の質問で、補助金の対象となる方は、下記の手続きにより申請して下さい。

Q 事業所内保育所（認可外保育所）に通っているのは、第三子以降のお子さんですか。

(YES) (NO) → この補助金の申請はありません。



Q 保護者の方が支払っている毎月の保育料は、月決め（定額）によるものですか。

(YES) (NO) → 一時的な利用や、利用日数によって月の保育料が異なる場合は、この補助金の対象とはなりません。



Q 保護者と児童の全員が、中之条町の住民ですか。

(YES) (NO) → 中之条町の補助金の申請はありません。



※第三子の保育料補助金の対象となります。

Q 保育所に通っている第三子以降の児童の年齢は、令和7年4月1日現在で何歳ですか。

(3歳以上) (3歳未満)



ご家族全員の今年度の住民税が非課税ですか。



(課税)

(非課税)



※①により手続きをしてください。



※②により手続きをしてください。

※③により手続きをしてください。

## ◎ 申請手続きについて

### 【①または③に該当する方】

○ R7年4月からR8年3月までの保育料・給食費について

- ・ 保育料は、教育委員会こども未来課（ツインプラザ内）に申請して下さい。

（手続き方法や申請書類等はこども未来課学校教育係（75-8850）にお問い合わせ下さい。）

- ・ 給食費は、別紙申請書により、住民福祉課少子化・子育て対策係に申請して下さい。

### 【②に該当する方】

○ R7年4月～R8年3月までの保育料・給食費について

- ・ 別紙申請書により、住民福祉課少子化・子育て対策係に申請して下さい。

## ◎ 申請期間 令和7年12月1日から19日まで

○お問い合わせ

中之条町役場住民福祉課少子化・子育て対策係 0279-75-8825